

投票所一覧

※★が各区域の投票所を示しています。

第1投票区(南黒田・北黒田)

★：黒田保育所



第2投票区(宗意原・新立)

★：松前小学校体育館



第3投票区(本村・筒井)

★：旧古城幼稚園



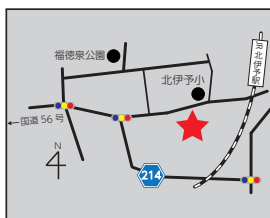
第4投票区(徳丸・中川原・出作)

★：出作集会所



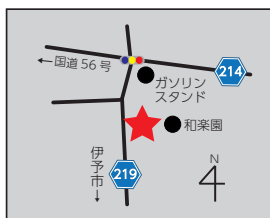
第5投票区(神崎・鶴吉)

★：東公民館2階 大会議室



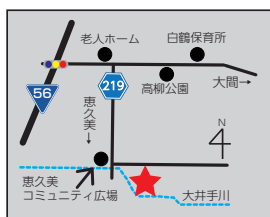
第6投票区(横田・大溝・永田・東古泉)

★：小富士保育所



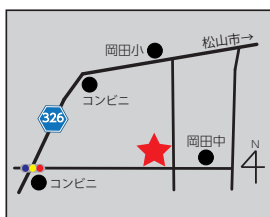
第7投票区(大間・上高柳・恵久美)

★：恵久美集会所



第8投票区(昌農内・西高柳・西古泉)

★：北公民館



第9投票区(北川原・塩屋)

★：北川原集会所



第3投票区の皆さんへ

第3投票所の旧古城幼稚園については、現在工事中ですが、投票場所は変更ありません。駐車場も例年どおり使用できます。

ただし、トイレは仮設トイレとなっていますので、第3投票所で投票する予定の方はご注意ください。

第5投票区の皆さんへ

第5投票所の東公民館については、これまで1階ロビーとしていましたが、今回から2階大会議室に変更します。階段がエレベーターを利用して投票所にお越しください。前回の選挙とは投票を行う部屋が異なりますので、第5投票所で投票する予定の方はご注意ください。

11月15日(日) 7時～20時 愛媛県知事選挙

松前町選挙管理委員会

☎ 985-4132 FAX 985-4148

投票できる人

平成20年11月16日以前に生まれた人で、下のどちらかに当てはまる人

①令和8年7月28日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人

②松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和8年7月29日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、投票所で「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。



不在者投票

下に当てはまる場合は、それぞれの場所ですて不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

①仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合

→ 滞在地の選挙管理委員会

②県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合

→ 入院・入所中の施設

※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。郵送に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

※ ②の場合は、入院・入所している施設の長に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は「期日前投票」ができます。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

▶ 日程 10月30日(金)～11月14日(土)(祝日含む)
8時30分～20時

▶ 場所 役場2階大会議室

投票所入場券裏面の宣誓書に記入を



愛媛県選挙管理委員会のキャラクター「アッピー」

代理投票・点字投票・サインガイド

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票、点字投票という制度があります。代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。

また、触ることで記入欄を認識できる「サインガイド」と呼ばれる補助具も利用できます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。



投票所入場券

投票所入場券は、10月30日から選挙人に郵送を開始しました。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合やまだ届いていない場合でも、選挙権が確認できれば投票することができますので、投票所の受け付けで申し出てください。



選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見や考え方などを掲載した選挙公報を11月13日までに新聞折込でお届けします。折り込む新聞は、愛媛、朝日、毎日、読売、産経、日経の6紙です。新聞の定期購読をされてない人については、役場、文化センターや東・西・北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。